

5・6月合併号

きずな

発行
首都圏建設産業ユニオン
東多摩支部 教宣部
府中市若松町2-3-28
Tel:042-354-8055
発行責任者 村山唯一

春の拡大月間

目標逃すも月間純増の奮闘

期首組織数まで回復

年間純増へ向けて再出発



未加入事業所へポスティング(三鷹武蔵野地区)



支部事務所より電話かけ(調布地区)

拡大重点支部の任名を受け、春の拡大月間は始まりました。拡大目標二十二名に対し、加入十八名と、目標の達成は叶いませんでしたが、月間純増五名と期首組織数まで回復できたことは大きな成果と言えます。

今回の拡大月間では、新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員宅訪問や、現場訪問等、直接お会いして話をすることや、レクリエーション等の取り組みを行う事ができませんでした。そんな中、各地区では工夫をし、電話かけや、ポスティング等、人と対面しなくても可能な行動に取り組んで下さいました。

今回の春の拡大月間は、周りの声をかけてくださった方、電話かけに快くご対応下さった方、実際に行動を行って下さった方、誠にありがとうございました。



拡大グッズとしてうちわも作成

各種組合共済へ申請お忘れありませんか？

組合に加入している方は皆さん、組合共済の給付が受けられます。給付の時効は3年間となりますので、お忘れなようご申請ください。

項目	金額
傷病見舞金 ※休業5日目から最高180日 ※労災を除く	病気による入院 1日 6,000円 (44歳までの方は1日 8,000円)
	病気通院による休業 1日 3,000円
	けが入院 1日 3,000円
	けが通院 1日 2,000円
長寿祝金	喜寿祝 3万円 傘寿祝 1万円
各種祝金	成人・敬老・出生祝 各 2万円
入学祝金	小学校・中学校 各 1万円

※60歳を超えて組合に加入された方は、シルバー共済となり、共済内容が変わります。申請の際には支部へお問い合わせください。

※こちらは共済の一部となります。詳しくは組合の業務案内をご覧ください。

6月28日健康診断中止のお知らせ

新型コロナウイルスの影響により、6月28日に予定しておりました、支部健康診断は中止となりました。

8月30日の健康診断については、調布市と調整しております。開催の場合には改めてご案内をいたします。ご理解ご協力の程、よろしくお願い致します。

は惜しい結果となりましたが、現場等で周りにお困りの方がおりましたら、引き続き声かけをしていただきたいと思います。『数は力』です。一人でも多くの仲間を増やし、拡大に向け、ここからまた、より一層邁進してまいりますので、ご協力の程何卒宜しくお願い申し上げます。

新型コロナを乗り切ろう

各種制度の活用を

組合の案内も逃さずチェックしよう

新型コロナウイルスの感染拡大による、各種事業への影響を緩和するため、国や省庁では、様々な給付金等の制度に取り組んでいきます。中でも、会社都合で従業員を休ませる際、支払わなければならない休業補償を、助成する『雇用調整助成金』や、昨年同月に比べ、

持続化給付金の申請の受付が開始された翌日、五月二日に実際に申請を行ってみました。メールアドレスの登録や、添付書類等用意しておかないといけない

持続化給付金 申請者の声

先月皆さんへ送付した資料の中にも同封しておりました様に、また、新しい情報が入り次第、随時情報を発信していきます。今後も組合からのご連絡を逃さずチェックしてください。

ものはありますが、申請自体は滞りなく行う事ができ、二週間程で登録の口座へ給付がされていきました。要件さえクリアしていれば、そんなに難しくありません。申請方法は組合でも教えてくれますし、絶対に申請した方がいいですよ。難しそう、申請方法が分からない等お悩みの方は、まずは一度、組合に相談してみてください。

【赤松 宏智・声】



撮影の舞台によく使われた五本松とそこから見える多摩川



狛江といえば、日本でも二番目に小さい市ですが、日活撮影所が近いので、あちこちで、ドラマや映画の撮影が行われています。

自分が子供のころは、多摩川の土手で時代劇やドラマの撮影を目にしました。中でも特に印象に残っているのは、多摩川で兄と釣りをしていた時、土手の上の方が騒がしくなりだしました。

気になって、そこらへんを向いてみると、『夕日ヶ丘の総理大臣』の撮影をしているので、遠目で藤谷美和子さんを見たことを思い出しています。その他にも、テレビを見てみると通っていた小・中学校や、近所のスーパーに公園と、よく見知ったスポットを見ることができました。今はその頃に比べると数は減ってしまいましたが、たまに市内の知っている所が映ると「お、あんな所で」と思っています。

【湊 秀雄・記】

持続化給付金 に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
 2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
 3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。
- ※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認ください。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日曜日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

持続化給付金に関するお知らせ(経済産業省)

キーワードクイズ

日頃より機関紙『きすな』をご愛読いただき、ありがとうございます。

さて、4月号から「キーワードクイズ」を掲載しています。正解がわかったら、4月号に記載されている、問題、応募方法、当選者の発表を読んでご応募下さい。

◆5・6月号のヒント

		い	ず	ま	で

7月2日は書記局健康診断の為、終日事務所が閉所となります。
ご理解、ご協力の程、よろしくお願い致します。